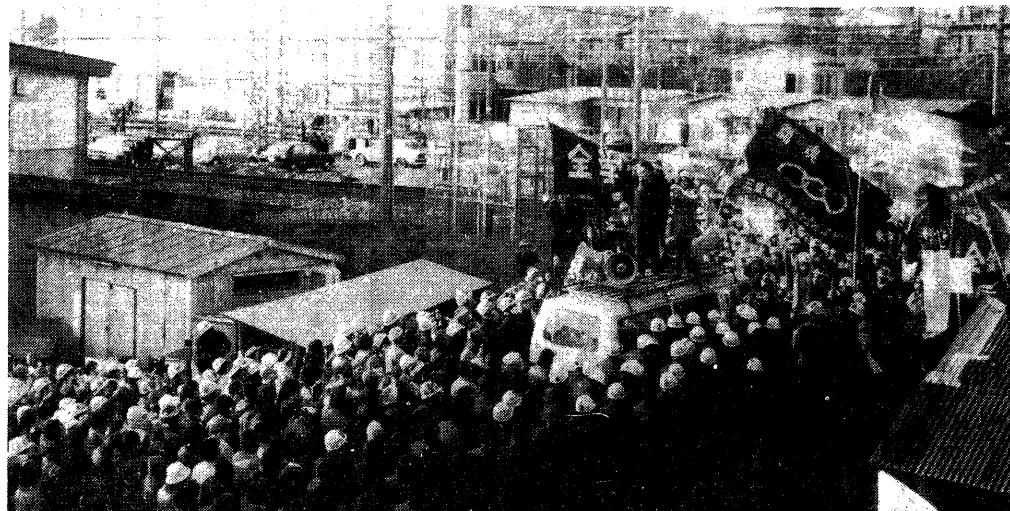


マルクス・レーニン主義通信



日帝の軍事大国化が強まる中で、労働運動も又、労戦統一問題で明らかになつてきているようだ。『産業報国会』への途を走っている。

労働四団体による政治闘争は、減税要求などの組合主義的政治であり、ストライキ闘争は又、「スト迷惑」論に屈服し、口先だけの呼号に終始している。このような状況下で、労働者の生活が困難となるのはいわずもがなである。日帝は、経済危機の矛盾を、労働貴族を通じて全て労働者に転嫁している。そして政治的反動は、

八一春闘に勝利せよ
日米自動車戦争と労働者
三・二五狭山葉却決定を糾弾せよ
公選法改悪と共産党
持続する南朝鮮人民の闘い
激化するボーランド情勢

本号の内容

八一春闘に勝利せよ

// 2 頁

日米自動車戦争と労働者

// 4 頁

三・二五狭山葉却決定を糾弾せよ

// 5 頁

公選法改悪と共産党

// 6 頁

持続する南朝鮮人民の闘い

// 7 頁

激化するボーランド情勢

// 8 頁

マルクス・レーニン主義通信

大量処分攻撃粉碎 労働千葉に学び 支援の闘争を

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 日黒安雄
横浜港南郵便局私書箱
振替 横浜 3716号
1981年4月10日

国鉄当局は四月三日、国鉄千葉動力車労働組合に対し、解雇四人を含む二二五人の不当処分を通告した。

動労千葉は、二月下旬から三月初めにいたる一六日間、成田空港へのジェット燃料暫定貨車輸送期間の期限切れにともなう国鉄当局の輸送業務延長の強要を拒否し、ジェット燃料輸送阻止の一の大闘争を展開した。そしてこの闘争を通じて、三里塚農民との革命的連帯をかちとんど、政治闘争を組織総力をかけ闘い、全人民の先進的階級として行動してきた。

このジェット燃料輸送阻止闘争に対する不当処分攻撃は、その数において七五年秋のスト権奪還スト、又、解雇にいたっては六九年一二月以来という文字通りの大量報復処分であり、労千葉組織壊滅を狙う攻撃以外のなにものでもない。

七五年スト権奪還ストに対する国鉄当局の二百二億円の損害賠償問題では、同盟が「議会制民主主義を無視した政治ストを、全く反省していない無謀な行為」と、国労の取り下げ要求を批判し、政治ストは違法であり弾圧せよと政府に迫っている。

又、「公企体職員の争議行為を禁止した公労法一七条一項が憲法二八条(労働基本権の保障)に違反しないことは『名古屋中郵事件』最高裁判決(七七年五月)などからみて、最高裁の判例である」(専売公社山形工場労働者の時限ストに関して一四月九日最高裁第一小法廷)と、公務員のスト処分は合憲という法的規制をも完成させていている。

塙川運輸相は、「労働千葉を配転せよ」「組織解体せよ」と居丈高に叫んでいた。まさに、ブルジョア組合主義者を尖兵として「国家は、階級が他の階級を圧迫するための機関にはかならないもので、このことは、民主共和国でも、君主國でも、すこしもかわらない」(エンゲルス・『フランスにおける内乱』序文)ことを明白にした。

ない。

労働者をますます無権利状態へとおしゃっているのだ。

七七一八〇年の国労、労働の春闘では解雇処分がなかつことと比べるとそのすさまじさも計りしそう。国鉄当局は、「賃金や労働条件をめぐるストと純粋な政治ストでは、情状がまったく違う」と語っているのだ。政治ストは認められない、労働者が政治ストを行えば処分を覚悟せよ、これが国鉄当局、否、支配者総体の意向なのである。

七五年スト権奪還ストに対する国鉄当局の二百二億円の損害賠償問題では、同盟が「議会制民主主義を無視した政治ストを、全く反省していない無謀な行為」と、国労の取り下げ要求を批判し、政治ストは違法であり弾圧せよと政府に迫っている。

土地収奪、三里塚軍事空港と闘う三里塚農民を支援し、政治ストを組織した労働千葉は、現在の政治体制に反対することを明らかにし、マルの闘争破壊を打ち破って闘い抜かれた。労資協調主義の支配、日和見主義、社会排外主義と闘わざして労働者の解放はありえないし、日本帝国主義のあらゆる政治反動との闘いもあるまい。

かつてドイツの大臣は、「あらゆるストライキのかげから革命のヒドラーが顔を出す」と語った。まさにストライキは「戦争の学校」なのである。

労働者は、経済ストと結びつけて政治ストを組織し、自らを先進的階級として登場させなければならない。「この結びつきなしには、眞に偉大な運動、偉大な目的を実現する運動はない」(レーニン)。

動労千葉への攻撃は、労働者総体にかけられた攻撃である。すべての労働者は、動労千葉の闘いに学び、支持し、支援し、総決起せよ! 大量報復処分粉碎!

打ち破り、'81春闘に勝利せよ

ここ数年来、春闘を「支配」してきた金属労協（IMF・JC）の鉄鋼、自動車、電機、造船の賃上げ回答が九日、一斉に示された。鉄一万三千五百円、六・九九%を筆頭にほぼ同額回答の低額回答であった。八一春闘は、春闘路線はじまって以来の実質賃金の目減りという事態の中で、労働者の不満が独占資本とブルジョア的労働運動の牙城、鉄鋼労連内部においても顕著となつてきているように、いたるところで総評民同、ブルジョア組合主義への反発が高まっている。

しかし、同盟、JCによる新たな賃金自肅の「経済整合性」論が、総評をも席捲している。労働者は、八一春闘を「管理春闘」と導く組合主義、ブルジョア組合主義を労働戦線より放逐し、資本の支配そのものに対する闘いを強めなければならない。

労働者へ犠牲強要する 賃金抑制を打ち破れ

八一春闘の第一の特徴は、資本、ブルジョア組合主義者による賃金抑制攻撃の下に総評民同の屈服をうみ出していることである。

新たに「賃金自肅」論の「経済整合性」論が、労働四団体、「七単産ブリッジ共闘」の賃上げ要求の基礎となつてきている。

統一要求基準10%は、「前年度の物価上昇率+生活向上分」からなり、しかも時がたつにつれ前年度の物価上昇率=7・8%程度を乗り越える回答へ、期待が高まつてきている。

そもそも、この要求は、同盟が今年度の物価上昇率は「5%程度に抑えることは十分に可能」（同盟『八一年度賃金・政策闘争白書』）とい

うことを前提として作成されたものであった。この同盟の要求作成に対し総評は、要求作成のアンケート調査を行った。結果は、改善される第一の課題が食生活といふ点とともに三万円以上の賃上げと答えた労働者が三分の二以上にのぼつたのである。現実は、実質賃金の目減り、春闘六連敗によって、食生活といふ身近な問題が圧迫されてきていることを示している。こうした現実、労働者の生活の困窮をもたらしたのは、「国民春闘」路線であり、総評民同のブルジョア組合主義への追随であった。

賃金の上昇がインフレをまねくといふ「コスト・インフレ」論の資本の攻勢に対し、経済の安定を第一に掲げてそれに協力してきた「社会的責任」論が、今まで「経済整合性」論として展開されている。

実質賃金の目減りは、戦後初の事態であり、それはインフレのみならず、賃金を自肅すればインフレは来

か見いだすことができない。しかし、労働者が賃上げを要求するのは、インフレの進行によって生活の悪化がもたらされているからである。「賃金制度を基礎とするかぎり、労働力の価値もほかのあらゆる商品の価値と同じようにして決められるのである」（『賃金、価格、利潤』）り、インフレの結果実質賃金が減少し、それに規定されて名目賃金も又上昇せざるを得ないのである。

強まるブルジョア的 労戦統一

八一春闘は、労働者の身近な要求を裏切り、労働四団体の統一要求が何かしら価値のある要求であると強調されている。統一要求に価値があるとすれば、ブルジョア的労戦統一を目指すブルジョア組合主義の主張（「経済整合性」論）が今春闘でも主導権を掌握したこと以外に何があるのか。私鉄総連でも、鉄鋼労連でも、そして日教組でも労働者の執行部批判が相ついでいる。

国民春闘会議は、「今春闘最大の dabei、また国民に、一方的犠牲を強いること」だと、公約以上に物価が上昇したと政府の責任を追及している。彼らはあたかもインフレが賃上げをもたらし、それが逆にインフレに運動するという「悪循環」し

八一春闘の第二の特徴は、ブルジョア的労戦統一が急展開していることである。

ブルジョア的労戦統一を打ち固めるものとして労働四団体の統一要求、「七単産ブリッジ共闘」が結成されているのである。

公労協は、労使の話し合い重視による賃上げを表明している。つまり、第二臨調は、一切の政府補助金のストによる決着を捨て「民間賃金準拠」に基づいた話し合い・ボス交で決着つけるというのだ。

「行政改革」への鈴木内閣の宣言通り、同盟の積極的支持の中で、総評民同も又、賃上げ機構の確立と取引引きすることで合理化を事実上認めている。更に国労、労働へのストは、公労協への合理化攻撃として強められている。また、民営化問題とからめた民営化問題等、総評民同のブルジョア化は一層進行している。

「行政改革」による公労協解体攻撃は、総評民同の組合主義を強め、ブルジョア組合主義へ接近させている。第二臨調の委員への参加は、経営参加であり、資本主義の下では労働者に議性を転嫁しない経営が存在しないことは明らかでない。資本の支配と闘うのではなく、その再建、安定へと労働者を導くのである。

日米自動車戦争

強まる保護主義と労働者の状態

この間の不況を口実にした「減量経営」、

すなわち労働者を犠牲にしての独占資本の利益の確保は、一方で大量の失業者を生みだす

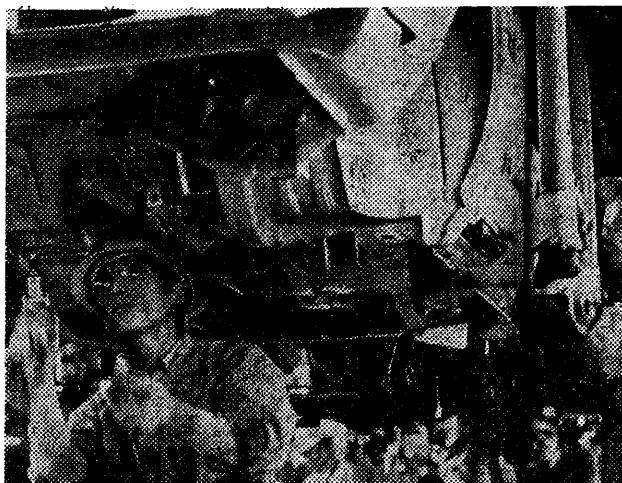
他方では労働現場での労働強化をもたらした
これらはもちろん相互に連関性をもつのである
って、労働強化、「生産性の向上」は、相対的過剰人口を創出し、資本主義的な人口法則をもたらすのであるが、それは又、労働者の競争を激化させ、労働強化を必然化するのである。

械の速度の増大と、同じ労働者が見張りすべ
き機械・または彼の作業場面・の範囲の拡大(『資本論』)として実行されている。それは、労働者に対する拘束性の増大、すなわち機械による人間の支配の強化をもたらさざるをえない。その結果、生理的欲求の満足さきも機械の指令に従属させられ、神経因性膀胱などをひきおこしている。婦人労働者にしても、例えば松下電器では生理休暇取得率が9%以下におさえられ、作業中に座布団を活してしまうことまでおきているのである。まさに工場は、フーリエが名づけたごとく、「緩和された牢獄」と化しているのである。これらのことば、自動車業界においても別

死亡災害（和田さんがリフトの安全柵に『危険』という看板をかけようとしてリフトのアームと柵の間に頭をはさまる）で和田さんこそ意外ではない。日産追浜工場では、二月九日の

降、再三生産ラインがストップしている（この背景には日産社長石原と自動車労連会長塙路の対立があるといわれている——青木慧著）

（偽装労連）参照）。このような労災の続發あるいは、トイレに行く時間もなく大量の発汗にまかせて小便たれ流しの過酷な労働を強



第三章の軍事的手段とその目的を明白にしているのである。今やボーランドは、戦争と革命の火薬庫の一つといつても過言ではない。

会帝国主義』の軍隊とストレートに衝突することを避けたという主観的な判断を下し、「グダニスクの合意」を改良主義的妥協と決めつけるような観念的な主張は……無責任……である」と批判している。その上で彼らの立場として、「『労働者国家』のプロレタリアートに、その困難性を突破させ、勝利の展望を与えるためには、帝国主義国の革命党派が自国帝国主義を打倒して世界革命戦争を切り開く以外にない」と述べているのである。

ある」とを示している。個々人の意志にかかるわらず、帝国主義による自己の利害追求のための抗争の激化は、避けることができないものである。米帝の要求の承認は、ECの要求の高まりをもたらさざるをえない。かくして、全世界的な保護主義の台頭は明白なものになりつつあるのである。

帝国主義間抗争の激化は、日本独占をして一層の競争力の強化、すなわち、搾取、増殖率の増大の衝動をひきおこさざるをえない。「対米乗用車輸出を一九七九年水準に抑えると、わが国の全産業生産額は六千五百億円、雇用者は四万五千人それぞれ減少する」（三月二八日、日経）。その労働者に及ぼす結果は、一層の奴隸的労働、労災・職業病の増加、失業、等々である。だが、このことから共産党の言うように「米帝への協力、依存、従属をさわぎたてることはできない。それは、取得の私的性格にこそ根本的原因があることを隠蔽し、民族主義をあおり、日本独占を尻押しさすることにすらなるのである。資本の支配を覆すこと、これだけが奴隸労働とそこから生ずるあらゆる災禍から労働者が自由になる唯一の途なのである。

三三号は、わが同盟を「ポーランドを『国家資本主義の國家』と間違つて評価し、K O R代表Y・クーロンの見解がソ連『社会帝国主義』との対決を避けていることを指摘し、ワレサM K S委員長の『グダニスク合意』を『妥協』……と断定する立場」と規定し、「労働者国家」内の活動は困難なものであり、「この今日的な困難性を正しく認識せず、ポーランド労働者と指導者に対して主観的な無いものねだりをすることは、軽率である……。」
／＼…己の勝手な理屈を基にして、ソ連『社會帝国主義』の軍隊とストレートに衝突することを避けたという主觀的な判断を下し、「グダニスクの合意」を改良主義的妥協と決めつけるような観念的な主張は…無責任…である」と批判している。その上で彼らの立場として、「『労働者国家』のプロレタリアートに、その困難性を突破させ、勝利の展望を与えるためには、帝国主義国の革命党派が自国帝国主義を打倒して世界革命戦争を切り開く以外にない」と述べているのである。
我々にとって、あらゆる帝国主義、社会帝

我々にとって、あらゆる帝国主義、社会帝國主義の支配、抑圧に反対し、自國帝國主義を打倒しなければならないというのは当然の「次頁につづく」



東京高裁の棄却に怒りの集会(3.25)

マルクス・レーニン主義通信

再審貫徹・石川氏実力奪還 差別・権力犯罪つらぬく 「3・25新闘決定」を糾弾せよ

三月二十五日、東京高裁第五刑事部・新闘決裁判長は、四ツ谷再審却下に引き続き、狹山再審請求の異議申立を棄却するという暴挙を行った。この突如の棄却決定は、一〇〇%無実である石川一雄氏に対して、そして三百万部落大衆と狹山闘争を闘うすべての人民に対して真向から敵対するものであり、満腔の怒りをもって徹頭徹尾糾弾しなければならない。

新闘決定は、四ツ谷決定が事実調べを一切しなかったことに対する、「検討したが、事実の取り調べをしなかったことが、その裁量の範囲を逸脱し、合理性を欠くものと認めむべき事情は存在しなかった」と居直り、「全証拠を総合的に評価しあらゆる角度から検討してみて棄却の決定に誤りはない」と四ツ谷決定を全面擁護しているのである。

更に、弁護団が提出した新証拠に対しても新規性は認めたものの、「明白性がない」ということで葬り去っているのである。脅迫状の訂正日付問題についての誤りを認めながらも、「確定判決の証拠判断の当否に影響を及ぼすものではない」ということなど、一事が万事この調子なのである。これは、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠であるかどうかの判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される」という最高裁判白鳥決定にも反するものに他ならない。

そして又、石川氏が脅迫状を書くときに見たとされている『りほん』が当時家になかっただという点について、新闘決定は、一年前に借りたことがあるから、當時あったと推認し

たのは当然であるという暴論まで駆使しているのである。

ここにあるのは、何が何でも「確定判決」を護持し、四ツ谷決定を護り通すという姿勢でしかない。この差別につらぬかれた新闘決定は、怒りなくしては読めない代物なのである。

多くの事件が事実調べの下で再審が開始され、あるいはされつある状況のなかで、狹山だけは絶対に再審を許さないという(司法)権力の姿勢は、狹山差別裁判がいかに巨大な権力犯罪であるかということを物語っている。

支配者どもは、自らの権力の維持のためだけに、部落差別をテコに無実の石川氏を十八年の長きにわたって獄中に閉じ込めているのである。

今日、政治的危機が深化しているなかで、

「前頁からつづく」
ことである。その上でボーランド情勢がどのような意義を有しているのかということが問題なのである。

ここで蜂起派の諸君にお聞きしたい。まず第一に、「労働者国家」とはいかなる段階の国家であるのか。より具体的に述べれば、ボーランドの危機はソ連の危機を背景の一つとしていると思うが、ソ連の特に経済危機の問題において、たび重なる「改革」にもかかわらず好転せず結局は帝国主義諸国に依存せざるをえなくなつたという事態は、単に国家官僚の政策の問題に還元されるものなのか、否かということである。このことは、階級闘争の性格を明らかにする上で重要なことである。

第二に、現に腐敗権力者に対する追放運動が展開されており、「もしソ連が入ってきたら、ボーランド人は武器をもってたたかう」

へ三月二八日、赤旗)と一般市民がその不屈性を明らかにしている情勢のなかで、困難であるから、あるいは勝てないからやめろと呼びかけるのか、否か。参考のために述べておけば、ソ連社帝との闘いの不可避性の主張に對して「武装蜂起」の無責任な挑発」といふ、腐敗権力者追放運動に對して「反権力闘争の準備なしに軽々しくとりくむべきものではない」と水をかけ、武装解除を要求していのが革マル派なのである。

「措置法」闘争が煮つまつてきており、矢田教育差別事件での大阪高裁有罪判決など、部落解放運動そのものを解体せんとする支配者階級の攻撃がかけられてきている。そして、その頂点ともいいうべきものが狹山再審棄却攻撃なのである。

三月三十日の石川氏、弁護団の特別抗告によつて、再審闘争はいよいよ重要な局面を迎えている。新闘決定の差別性、不当性を暴き、石川氏の無実を全人民のものとして、再審闘争に勝利しなければならない。

帝国主義労働運動のはつこのなかで、動労千葉を先頭とする政治ストライキの意義は極めて重要である。先進的労働者は、狹山政治ストを準備し、再審貫徹・石川氏実力奪還の闘いに決起せよ! あらゆる敗北主義、召還主義を拒否し、狹山完全勝利を闘い取れ!

「措置法」闘争が煮つまつてきており、矢田教育差別事件での大阪高裁有罪判決など、部落解放運動そのものを解体せんとする支配者階級の攻撃がかけられてきている。そして、その頂点ともいいうべきものが狹山再審棄却攻撃なのである。

三月三十日の石川氏、弁護団の特別抗告によつて、再審闘争はいよいよ重要な局面を迎えている。新闘決定の差別性、不当性を暴き、石川氏の無実を全人民のものとして、再審闘争に勝利しなければならない。

帝国主義労働運動のはつこのなかで、動労千葉を先頭とする政治ストライキの意義は極めて重要である。先進的労働者は、狹山政治ストを準備し、再審貫徹・石川氏実力奪還の闘いに決起せよ! あらゆる敗北主義、召還主義を拒否し、狹山完全勝利を闘い取れ!

「措置法」闘争が煮つまつてきており、矢田教育差別事件での大阪高裁有罪判決など、部落解放運動そのものを解体せんとする支配者階級の攻撃がかけられてきている。そして、その頂点ともいいうべきものが狹山再審棄却攻撃なのである。

三月三十日の石川氏、弁護団の特別抗告によつて、再審闘争はいよいよ重要な局面を迎えている。新闘決定の差別性、不当性を暴き、石川氏の無実を全人民のものとして、再審闘争に勝利しなければならない。

帝国主義労働運動のはつこのなかで、動労千葉を先頭とする政治ストライキの意義は極めて重要である。先進的労働者は、狹山政治ストを準備し、再審貫徹・石川氏実力奪還の闘いに決起せよ! あらゆる敗北主義、召還主義を拒否し、狹山完全勝利を闘い取れ!

マルクス・レーニン主義通信

公選法改悪 ブルジョア民主主義 強める日本共産党

三月三一日、公職選挙法改悪案が自民、公明、民社各党の賛成で可決された。

公選法改悪に対し、公明、民社が賛成し、社会党は反対したものの一貫性がなく、ただ共産党が憲法擁護の観点から反対の立場をとるという状況であった。まさに今日の階級闘争の中で各政党がどのような役割を有しているかを明らかにする一つの材料を提供した。

改悪の内容は、「確認団体」以外の「政治活動をおこなう団体」と認定された団体が、選挙期間中に「拡声機を使って政策の普及宣伝を行うことを禁止する」というものである。国会答弁等を通じて明らかとなつたことは、選挙期間中の政治活動が大々的に規制されるということであり、又、「政治活動をおこなう団体」の認定は警察の恣意的判断にゆだねられる等である。

このこと一つとっても、いかに今日の「民主主義」がいつわりの偽善的なものであるかわかるであろう。しかも資本主義のもとでは、資本の支配のもとでは、そうならないわけにはいかないのである。

公選法改悪の強行は、自民党（独裁）の危機を非常手段的に突破した今を最大限利用した自民党支配の長期安定化策動であり、反動攻勢の一環に他ならない。そしてこのことは、小選挙区制をはじめとする選挙制度改悪策動が更に強まることを示しているのである。

公選法改悪と共産党

公選法改悪に対し、共産党は「民主主義と政治的自由の擁護」を掲げて反対した。だがその「民主主義と政治的自由」なるものは、ブルジョア民主主義に他ならず、彼らはその擁護者であることを明らかにしている。

公選法改悪に共産党はまず、「公選法は議会政治の根幹にかかる重要な法律」（四月一日『赤旗』）にもかかわらず「慎重な審議」をおこなわなかつた。更に今日要求されたいる課題たる衆院・参院地方区の定数是正、又、金権選挙の根絶に背を向け、公選法改悪を行した——等の批判をおこなつていている。

国会での闘争も、労働者階級を啓蒙し教育してプロレタリア政党に組織する手段、労働者の解放をめざす政治闘争の一手段として組織されるならば有意義な闘いである。だが共産党の闘いは、憲法や国会に幻想を与え、それが階級闘争における現実の勢力関係の反映であることを全く無視している。

政府・自民党に対する「慎重な審議」を要求し、それが可能であるかのような主張は、資本の支配をあいまいにしてブルジョア民主主義に労働者階級をひきとめる役割を果していいる。独占資本とその代弁者にとって国会運営は、資本の支配を「数の暴力」で支え貫徹する行為に他ならない。従つて、「安定多数」のこの時期、審議打ち切り、强行採決、諸々の反動法案の登場が国会をぎわす。ともあれ、わが共産党は、憲法、国会を神聖な手のつけることのできないものとして描きだすのだ。支配者にとって、その反動法案や国会審議が意志通り遂行できないとしたら、それは彼らが「民主主義」の立場に立つからではない。しかし、この場合も又、労働者大衆の闘争が「秩序」を破壊せんとする場合には、すなわち、労働者大衆が奴隸的地位を拒否したり、そのための闘いを企てる場合には、警察、軍隊をさしむけたり、戒厳状態をしいたりなどする可能性を憲法は保障しているのである。

「憲法三条」法律の定める手続によらなければ」、生命や自由を奪われたり、刑罰を科せられない」（三月二一日『赤旗』）、これが共産党のよって立つ基盤である。

失業の自由、搾取・収奪の自由、土地収奪がある。このような「自由」をどうして労働者が擁護しなければならないというのだ。

ブルジョア民主主義が、そして憲法が戦前の天皇制専制支配に比べて、又、資本主義の発展にとって一つの価値を持った時代はすぎなかった。資本主義の進歩性の衰退とともに、ブルジョア民主主義のいつわりの「平等」「自由」がますます明らかとなつてている。

憲法論議は、資本の支配にあれば、その防衛という反動的役割を果たし、労働者に資本主義のもとでの「民主主義的」平和といつわりの、偽善的な空想を煽ることに他ならない。小ブル平和主義、これこそ共産党の階級的立場であり、労働者にとって無縁な反動的立場である。

ブルジョア民主主義か
プロレタリア民主主義か

共産党は、今回の公選法改革に対し「国民封じ込め」であり、「憲法に大きな風穴をあ

けることを許すのかどうか、選挙法が、軍拡・大増税推進をはじめとする日本の軍国主義化推進のためのテコとなるのを許すのかどうか、という問題」（三月二一日『赤旗』）と主張している。そして、この立場から社公民批判を開いている。

「民主主義破壊、ファシシズム化の同伴者」（民社）、「民主主義の理念を最後の一片まで自民党に売り渡した」（公明）、「法案のファシシズムの本質を軽視する」（社会）等々。共産党の攻撃のはこ先はこうして「憲法に大きな風穴を開けること」に向けられる。だが、こうした共産党の眞の狙いは、労働者の解放闘争を資本の支配からそらす点にある。

支配の危機を政府、自民党の政策上の誤りに求め、「国民本位」の諸政策が「唯一」危機の打開策であると主張していることにも、それはあらわれている。あらゆる分野での政治的反動が帝国主義の特徴であるということ、これを共産党は忘れているか故意に隠している。だから共産党は、改憲策動を帝国主義と切り離し、「憲法擁護」の旗手として憲法論議があたかも重要な軍事大国化批判の武器であるかのようにふるまうことができるのである。

「いろいろの階級が存在するかぎり『純粹民主主義』をうんぬんすることはできず、うんぬんすることができるのは階級的民主主義だけである」（『プロレタリア革命と背教者カウッキー』レーニン）。

共産党の「民主主義」とは、ブルジョア憲法によって謳われている「民主主義」であり、ブルジョア民主主義であることは明白である。社会主義革命を否定し、ブルジョア改良主義とすりかえること、これが共産党の階級的立場である。

「純粹民主主義」を語ることは、ブルジョア憲法によって説くことである。労働者にとって必要なことは、資本の支配のもとでの「民主主義」はすべてのブルジョア的改革がそうであったようにとるにたらない中途半端の処置であり、まったくの欺瞞であるということを理解することである。

公選法改悪は、労働組合、革命政党に対する弾圧であり、勤労千葉への攻撃に明らかなように反動攻勢がより一層強まつたことを示している。小ブル平和主義、社会排外主義との闘争を強め、反動攻勢と闘うこと、これが今日の労働者階級の任務である。

マルクス・レーニン主義通信

(7) 1981年4月10日

南朝鮮学生決起

持続する反独裁闘争に連帯を

全斗煥体制打倒の闘いが再び燃え広がっている。三月一九日、ソウル大生一千名は全フアッショ政権打倒の「反ファッショ時局宣言」を発し反政府闘争に決起した。この闘争は、退学処分された三名の配布したビラー「反ファッショ時局宣言」を契機に、ソウル大生一千名（二千名ともいわれている）の決起をかちとり、導入された機動隊五百と一時間にわたり投石戦を開戦し、七〇名が連行された。又、三月三一日、成均館大でも約百名の反政府集会、デモが三〇分にわたりからとられた。

「反ファッショ時局宣言」は、労働三権の保障、言論基本法廃止、卒業定員制反対などを掲げており、三月三日大統領就任式、三月二十五日国議員選挙を通して「第五共和制」の「安定」を内外に誇示し、「民主化」「経済再建」に乗り出した全体制への戦闘宣言に他ならない。

そして、光州蜂起一周年をむかえる南朝鮮学生の英雄的、不屈の闘いは、「反米・反日・全斗煥の国家意志による暴力に対してもは民衆の暴力」（「反ファッショ学友闘争宣言」）昨年一二月一一日）を謳い、昨秋以降労働者階級にとって本質的な意義をもつ主要な、基本的な政治的諸要求を掲げて闘い抜かれている。南朝鮮労働者人民は、八〇年ソウルの春が示した民主化の全国民的高揚、とりわけ光州蜂起鎮圧の軍事作戦において在「韓」米軍の全面的協力、支持が存在したことを明らかにしている。日帝は、昨年五月二一日、光州蜂起のさ中に前田利一・元駐「韓」大使を特使として訪「韓」させ、国際的に孤立状態であった全保安司令官兼情報部長と会談し、全体制承認を行った。そして、金大中氏らへの「減刑」措置をもって、日米帝は全面的、公然と全体制支援を開始したのである。

レーガン政権の登場をもって南朝鮮は「前線基地」として打ち固められている。又、日帝は自らの権益の維持のため、そしてより一層の収奪の強化、超過利潤獲得に向けた「経済援助」が再開されている。こうした日米帝による「韓」国属国化の強化が、南朝鮮労働者人民の闘い、階級対立の激化をうみだしている。

南朝鮮労働者人民の闘いは、こうした南朝鮮の現状の中で不可避に「反ファッショ・反外勢」として発展してきた。さらに光州蜂起一金大中氏らの「減刑」措置・光州蜂起裁判などの一連の中でも、そのような政治思想は全国民的な性格となってきた。

訴えは、「われわれ国民すべては、韓半島におけるアメリカの安保介入はアメリカ自身のためであり、日本の資本主義的経済利益の追求のためであり、こうして太平洋防衛論の最前線の橋頭堡として南韓を確保しているのだ」という認識を拭い去ることができません」と語っている。そして、この圧政、困苦は「銃をうち飛行機とタンクが動員される事態は終ったかもしません。しかし、この国に眞の良心と正義が生きることのできる良心の共和国、正義の共和国が樹立されない限り、良心と正義、自由と民主が制度と権力の暴虐の下で公然と押し殺されている限り、光州事態はまだ続いているのです」（「光州事態拘束者家族一同」と、その解放への途を明らかにしている。

全は「国民和合の時代」を謳い、大統領就任式では「①戦争の脅威②貧困③政治的弾圧」の三大苦痛からの解放に全力を尽くすと語った。

しかしながら、北朝鮮の「南進」を口実として昨年五月一七日、全国大学総学生会会长会議を警察機動隊が急襲し、戒厳令違反で根こそぎ学生運動のリーダーを逮捕連行したこと、又、当日金大中氏ら民主人士の主だった部分も連行され、なおかつ権力争いの対抗勢力一金鐘泌元首相、李厚洛元中央情報部長らをも「不正蓄財」容疑で連行するなど、全体制の確立を暴力的に行はったのである。戦争の脅威、「南進」は朴時代より政権維持、支配の危機の克服策であり、常套手段であたし、五・一七も又同様であった。

たして「チーム・スピリット81」は、十万人の「韓」国軍、六万五千五百人の米軍の参加で二月より史上最大規模で上陸作戦、渡河作戦と、朝鮮戦争を想定して行われている。又最新鋭米ジエット戦闘機F16三六機の購入など「韓」国軍の近代化が推進され、戦争の脅威を拡大しているのである。

貧困、政治的弾圧からの解放は、全の国際世論に対するアドバルーンであり徹頭徹尾ペテンである。戒厳令は解除された、だが政権をはじめとした労働三権の剥奪、闘う労組の解散命令など、全ての領域にわたる政治的

弾圧の強化が計られている。

八〇年は「韓」国経済にとって史上最大の危機的状況であった。

失業率五%以上、百万人の失業者（失業率は週一時間の労働を行った者は含まれない）消費物価二八・七%上昇と、労働者の生活は絶対的に悪化している。

第五次五ヶ年計画は、従来のような極端な高度成長政策を改め、富の不均衡を是正すると謳っている。しかし、朴時代に比べいくらかスローダウンしたといえ輸出一年平均一一・八%の増加を基礎にしており、輸出主導の経済政策が、今日の「韓」国経済はまだ続いているのです」（「光州事態拘束者家族一同」と、その解放への途を明らかにしている。

全は「国民和合の時代」を謳い、大統領就任式では「①戦争の脅威②貧困③政治的弾圧」の三大苦痛からの解放に全力を尽くすと語った。

しかしながら、北朝鮮の「南進」を口実として昨年五月一七日、全国大学総学生会会长会議を警察機動隊が急襲し、戒厳令違反で根こそぎ学生運動のリーダーを逮捕連行したこと、又、当日金大中氏ら民主人士の主だった部分も連行され、なおかつ権力争いの対抗勢力一金鐘泌元首相、李厚洛元中央情報部長らをも「不正蓄財」容疑で連行するなど、全体制の確立を暴力的に行はったのである。戦争の脅威、「南進」は朴時代より政権維持、支配の危機の克服策であり、常套手段であたし、五・一七も又同様であった。

たして「チーム・スピリット81」は、十万人の「韓」国軍、六万五千五百人の米軍の参加で二月より史上最大規模で上陸作戦、渡河作戦と、朝鮮戦争を想定して行われている。又最新鋭米ジエット戦闘機F16三六機の購入など「韓」国軍の近代化が推進され、戦争の脅威を拡大しているのである。

貧困、政治的弾圧からの解放は、全の国際世論に対するアドバルーンであり徹頭徹尾ペテンである。戒厳令は解除された、だが政権をはじめとした労働三権の剥奪、闘う労組の解散命令など、全ての領域にわたる政治的

マルクス・レーニン主義通信



26日、ストライキの計画を練る「連帯」ウルスス機械工場委員会のメンバーたち

激化するポーランド情勢 労働者の勝利の途は何か

昨年「暑い夏」を迎えたポーランドの労働者は、昨十一月の「連帯（ソリダルノスチ）」（自主管理労組）の承認以降、本年初頭にかけて再び決起し、ピンコフスキの更迭、ヤルゼルスキの登場をもたらした。

ピンコフスキをわずか半年たらずのうちに退陣させ、軍人出身のヤルゼルスキ首相の登場を生み出したポーランド労働者の闘いは、土曜休日問題と「農民連帯」承認問題を二大焦点としていた。

一・一〇、二十四の二度にわたる土曜出勤拒否闘争は、ポーランド労働者千三百万人のうちの一千万人が加盟した「連帯」を中心に、その八割までが参加するゼネストとして闘われた。又、ゼシューフ、ウスキキドルネでは、「農民連帯」の結成を要求する農民と労働者によって、政府機関施設が二ヶ月近く占拠されたのであった。

こうして、ヤルゼルスキは「九十日間の政治休戦」をうなだしたのである。それは、「グダニスク合意」が時間かせぎのための妥協であり、その実行が一段と対立を激化せしめていくことを示している。そして又、その休戦が、ソ連社会帝国主義の圧力の下で、「祖国の危機」をアジリ、「連帯」指導部-KOR（社会防衛委）の屈伏を強要し、労働者人民のエネルギーに棒をはめることに他ならなかつた。

ビドゴシチでは、三月一六日から「農民連帯」問題について占拠中の統一農民党の支部建物において当局と討議が行われていた。そこに一九日、警官隊が乱入し、組合員に暴行

を加えたのであった。

「連帯」はただちに、「①事件は労組並びに労組代表に対する攻撃であり、ひぼうである。このため幹部会は当局とのあらゆる話し合いを拒否する②同時に『連帯』の全組織、組合員に二十三日までにスト体制を整えるよう呼びかける③事件はヤルゼルスキ政権の明らかな挑発であり、国の命運に重大な影響を与える」（三月二一日、朝日）との声明を発表し、抗議の態勢に入つたのである。

カニアーヤルゼルスキ体制の強硬姿勢は、三月四日のソ連・ポーランド首脳会談以降とられたものであった。会談で双方は、「帝國主義とポーランド国内反動勢力に対する確固とした反撃の必要性」（三月五日、日経夕刊）を確認し、五日にKORの指導者クーロン、六日に同ミニニクなどが拘束されるという事態になつてゐたのである。こうしたなかでビドゴシチ事件があつたのだった。

「連帯」は、三月二七日、一千万人を動員して、①労組員暴行事件関係者全員の処罰②労組および労組員の安全保障③反対派に対する訴訟の中止④農民労組結成権の保障⑤スト五項目要求の下に「警告スト」を実施した。そして、三月三〇日の「政労合意」へと行きついたのである。

「三・三〇合意」は、ビドゴシチ事件での責任を一定明確にしつつも、「農民連帯」問題、「反体制派の訴訟中止」についてはあいまいなものであった。そして、ポーランドの危機の深刻さを明らかにしたのは、その前後に開かれた統一労働党中央委総会と、「連帯」全国調整委である。

中央委総会では、「三六年来のソ連との共同行動はポーランド国家存続の保障であったし、いまもそうである」と主張するオルシヨフスキ、グラブスキ、モチャルの強硬派が辞表を提出する場面まであつた（結局、留任）。このことは、ポーランド支配層の分裂が明らかになつたということである。更にそこでは、エレニアグラ、ビエルスコビア、ウージ、ラドムなどの腐敗官僚追放運動に規定されて、「中央委は秘密投票制と候補者数に関連した選挙制度改革」の提案などが提出されたのであった。

又、全国調整委では、これまでのワレサ議長のクーロン、モゼレウスキ非難をうけて、ワレンチノビツチ夫人が追放され、モゼレウスキが辞任したのであった。すなわち、労働

者内部においても政治的分岐が進行しているということである。

かくして、「三・三〇合意」までを総括すれば、労働者人民の闘いが政府の一定の譲歩をもたらしたということであるが、それは又、カニアーヤルゼルスキ体制にとっては、ソ連の圧力の下で、「連帯」-KORの屈伏と右傾化をひきだし、人民を分断して鎮静化しようとすると狙いを有しているのである。だがそれが一時しのぎにしかすぎないことは自明である。

『通信』五六号でも述べたように、今日のポーランドの事態は、「国家的破産」ともいふべき経済危機をその基底としているのである。ポーランドにおいては、依然として、インフレ・財政赤字・増大する对外債務が深刻化している。又、昨年の農業凶作は、主食のジャガイモが平年の半分の二千五百萬トン、家畜も、二千二百万頭の豚が千八百万頭に減少するという事態をもたらした。

ポーランドでは、農業人口、生産量とともに七〇%をこえる部分を個人自営農が占めており、やせた土地と前近代的な生産性の低い農業経営の下にしばりつけられてきた。工業化政策はそれに拍車をかけてきたのである。これが「農民連帯」問題の背景に他ならない。

又、今日二五〇億ドルをこえる对外負債をかかえているポーランドは、それが本年末には三〇〇億ドルに到達せざるをえないといふ。『サラ金地獄』のごとき借金地獄に陥っているのであり、現在の手持ち外貨四五億ドルも食糧の緊急輸入にまわさるをえず、返済不能の状態が明らかとなつてゐるのである。

このようなコメコン体制の解体、ポーランド情勢の政治的波及の恐怖によつて、ソ連の原材料輸入の中止、大幅減少によつて、工業生産に支障をきたしつつあるのである。

ソ連軍・ワルシャワ条約機構軍は、昨年末のポーランド包围、一月下旬の合同演習「ドルージバ（友愛）81」に続いて、三月一八日から「ソユーズ（同盟）81」と銘うつ合同演習を行つた。「ソユーズ81」は、延長に延長をかねて展開され、東独とソ連の連絡通信網の確立、ポーランド国内の燃料、武器の集積所建設を達成したといわれている。